

仕 様 書

年 度 令和 6 年度

場 所 三原市長谷一丁目外

名 称	投込圧力式水位計取替工事
-----	--------------

種 別 配水施設整備 第 号

期 間 年 月 日から 年 月 日まで (契約締結後 日間)

概 要	取替工
	投込圧力式水位計 N=4組
	L=0～10m 1組
	L=0～6m 3組

投込圧力式水位計 N=4組

L=0~10m 1組

L=0~6m 3組

特 記 仕 様 書

第1章 総則

第1節 適用

1. 本特記仕様書は、「投込圧力式水位計取替工事（長谷水源地・沼田東基幹配水池（内・外）・南方配水池）」に適用する。
2. 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・水道工事共通仕様書（令和 6年4月）広島県水道広域連合企業団三原事務所
 - ・土木工事共通仕様書（令和 6年8月）広島県
 - ※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・水道工事標準仕様書 2010 日本水道協会
 - ・その他関連規格類
 - ・ただし、設計書及び設計図面に特別な記載がある事項並びに特記仕様が付加された事項についてはこの限りではない。

第2節 現場代理人の常駐義務の緩和

1. 監督員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。
 - 1) 請負金額が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）未満
 - 2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - 3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - 4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - 5) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間
 - 6) その他、特に発注者が認めた期間

第3節 現場代理人の兼務

1. 受注者は、前節 1) に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次

に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式「現場代理人・主任技術者等の兼務届出書」に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- 1）兼務する工事箇所がすべて三原市内であり、各現場の相互の間隔は、直線で10km以内（500万円未満の工事を除く）とする。
 - 2）兼務する工事件数が本件を含め3件（災害復旧工事は件数に制限なし）以内であること。
 - 3）監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
2. 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を通知する。このとき、兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しの提出を求めることがある。
3. 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務を認めないものとする。
- 1）兼務の承認後、変更契約（指示書等を含む。）により、請負契約が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円）となったとき。
 - 2）兼務の届出において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
 - 3）兼務の届出後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
 - 4）著しい状況の変化により、兼務を認めることが適当でなくなったとき。
 - 5）その他、発注者が兼務を認めることが適当でなくなったとき。
4. 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第4節 主任技術者の配置要件等

共通仕様書第1編1-1-45 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」及び「6. 誓約書」については、入札条件又は入札公告に定める配置技術者の兼務の要件に従うこと。

第5節 現場管理

1. 受注者は工事現場内において、監理技術者、主任技術者に所属会社名の入った名札を着用するものとする。

2. 工事の施工については、場内の構造物を損傷させないように十分注意すること。万一損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示に従い受注者の負担において速やかに原形復旧すること。
3. 機器の搬入、搬出については、既設設備及び搬入する機器を損傷させないように施工箇所周囲等に養生を施し、細心の注意を払って行うこと。また、搬入搬出方法については現場に合った最善の方法を検討し、監督員と協議のうえ、必要に応じて計画書を提出すること。
4. 受注者は工事現場が隣接し、または同一場所において施工する別途工事がある場合は常に相互協調し十分調整の上、工程、施工管理等に努めること。
5. 受注者は工事現場内の労働安全に留意し、風紀及び衛生の取締りならびに火災、盗難、その他事故防止について責任を持って十分な注意を払うこと。

第6節 諸法令の順守等

1. 本工事の施工にあたり、受注者は関係諸法令を遵守し、工事に必要な届出、手続き、申請等は受注者が代行し、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。
2. 本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載のない事項については現行の下記によること。
 - 1) 日本工業規格（JIS）
 - 2) 日本水道協会規格（JWWA）
 - 3) 水道施設設計指針・解説
 - 4) 水道維持管理指針
 - 5) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - 6) 日本電機工業会規格（JEM）
 - 7) 日本電線工業会規格（JCS）
 - 8) 電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省令）
 - 9) 内線規程（電気技術基準調査委員会編）
 - 10) 労働基準法
 - 11) 労働安全衛生規則
 - 12) 公共建築工事標準仕様書・標準図・工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
（電気設備工事編・機械設備工事編・建築工事編）

13) その他関係法規

第7節 施工体系図

受注者は、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-10第2項によるほか、下請負契約を締結したときは、遅延なく施工体系図を作成し、監督員へ提出すること。

第8節 図面

実際の図面と縮尺が異なる図面（縮小図面）については、契約締結後、受注者に対し、関係図面の原図又はデータを貸与する。

第9節 提出書類

1. 提出書類及び部数は広島県水道広域連合企業団三原事務所（以下「三原事務所」という。）において定めているもの及び監督員の指示によるものとする。なお、これらに要する費用はすべて受注者の負担とする。
2. 主要機器等については、監督員と本仕様書及び設計図に基づく設計製作に関し詳細な打合せを行い、承認図を作成し、必要に応じて下記の書類を提出すること。
 - 1) 各機器製作図
 - 2) 単線結線図
 - 3) 計装フロー図
 - 4) 展開接続図
 - 5) 機器配置図
 - 6) 各種計算書・検討書等
 - 7) その他監督員が指示するもの
3. 本工事に使用する機器、諸材料等は見本品又はカタログ等の承認図を提出し、監督員の承諾を受けること。また、設計図書等に記載された型番等は参考とし、同等品以上を使用すること。
4. 本工事完了後、完成図書（金文字黒表紙）を3部作成し監督員に提出すること。また、完成図書一式を電子データとし提出すること。（図面はJW-CADデータ及び完成図書はPDFデータに変換し提出すること。）
 - 1) 竣工図
 - 2) 施工図

- 3) 機器完成図
- 4) 取扱説明書
- 5) 各種機器試験成績書
- 6) 現地試験調整成績書（出来形管理記録、品質管理記録）
- 7) 官公署届出書類
- 8) その他必要なもの
- 9) 電子データ（CAD（JW）データ及び1）～8）までのPDFデータ）

5. 工事写真

工事の進捗状況や工事完了後の状況確認が不可能な部分及び監督員が必要と指示した部分について工事等の状況を示す写真を撮影し、作業完了後、速やかに監督員に提出すること。

第2章 施工条件

第1節 作業時間等

作業時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分までの間とし、土日祝日は休工とする。やむを得ず、作業をおこなう場合は監督員と協議すること。（場内への入場は8時以降とする。）

第2節 施設の運用停止可能時間

本工事の施工にあたっては、1回の停電時間（断水時間）は2時間以内とする。もしこの時間を超えて停止する必要がある場合は監督員と協議を行い、指示する時間内に施工すること。また、このために必要な仮設備及び仮配線等は受注者の負担にて施工すること。

第3節 仮設物

受注者詰所、工作小屋、資材置場及び足場等の仮設物を設置する場合は、その設置位置及びその他について監督員の承諾を受けること。

第4節 工事用電力、用水、電話等

工事用の電力、水、電話等に必要な仮設物は受注者がその手続きをし、設置および撤去までを行うものとする。なお、これらの

費用はすべて受注者の負担とする。ただし、監督員が承諾した場合は既存設備を使用することができる。

第5節 建設副産物

1. 特定建設資材廃棄物（コンクリート殻）

コンクリート殻については、原則として再生合材施設に搬入することとし、これにより難しい場合は、別途協議すること。

第3章 施工管理

第1節 工程管理

受注者は、1 週間分の工事日報を翌週の月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）までに、その週の週間工程とあわせ提出するものとする。また、添付書類について監督員から補足を求められた場合は、直ちに提出しなければならない。なお、工事日報については現場での作業等が発生しない日の提出は不要とする。

第2節 検査及び試験

1. 受注者は本工事において三原事務所が行う検査を受け、これに合格しなければならない。
2. 本工事における検査（工場検査・完成検査等）及び試験の詳細については監督員との打合せによるものとする。
3. 主要機器については、工場検査を行うものとするが、メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受けた場合は省略することができる。
4. 検査及び試験に要する一切の費用はすべて受注者の負担とする。ただし、三原事務所職員の派遣費等は含まない。

第3節 工事立会

受注者は、水中、地下等に埋設する工事、その他工事完了後外部から明視できなくなる箇所を施工するとき、または重要な工事段階において施工する場合は監督員の指示に従い、立会いのもと施工すること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りではないが、工事状況等を撮影し、その都度監督員に提出しなければならない。

第4節 その他

1. 本設計書における配置図などは参考資料であり、現場をよく調査・検討した上で詳細な施工図などを監督員に打合せ簿により提出し、承諾を受けること。

2. 本設計図書等は設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも受注者の負担において完全に施工すること。
3. 建築構造、他設備工事等のとり合いの関係でおこる機器の位置及び配線路等の軽微な変更が生じた場合については、監督員と打合せの上、請負金額の変更を行わず施工すること。
4. 工事完了後、受注者は三原事務所の指示する期間内に各機器について、専門の熟練した技術者を派遣して機器の取扱説明を行うこと。
5. 工事完了後、後片付け、清掃及び仮設物の撤去等は監督員の指示により速やかに行うこと。
6. 近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで、苦情やトラブルのないように施工に努めること。
7. 本特記仕様書及び設計図面等に明示のない事項、またはその内容に疑義が生じた場合は監督員の指示を受けること。

第4章 その他

第1節 法定外の労災保険の付保

- (ア) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- (イ) 受注者は、建設工事請負契約約款第 54 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- (ウ) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第2節 保証期間

1. 本工事の保証期間は引渡し後2年間とする。
2. 工事完了後、受注者の設計製作の不備、材料不良及び工事の不完全に起因すると判定される故障、または性能、機能上の不備欠陥を生じた場合には、受注者の負担において速やかに三原事務所の指示するとおりに修理または新品と取替を指示する期間内に完了すること。なお、保証期間後といえ、機器の欠陥等が見つかった場合には受注者は無償にて速やかに三原事務所の指示するとおりに修理または新品と取替を行うこと。
3. また、設計工作及び部品の不良等に起因する事故に対して、その因によっては請負者が責任を負うものとする。

第5章 電気計装設備

第1節 一般事項

1. 概要

本工事は、各水源地・配水池の投入圧力式水位計の取替を行うものである。

2. 設備機器構成

1) 検出器

2) 中継箱（指示計付き）

3) 変換器

4) 測定範囲 長谷：0～10m 沼田東基幹：0～6m 南方：0～6m

5) 数量 長谷：1組 沼田東基幹：2組 南方 1組

6) その他 専用ケーブル 一式

吊下げチェーン 一式

機器取付に必要な金具 一式

その他必要なもの 一式

第2節 機器仕様

1. 検出器仕様 作動トランスセンサー内臓

1) 受圧部構造 普通型、SUS316

2) 外形 本体径：φ64mm 支え足径：180mm

3) 材質 本体部 SUS316

2. 中継箱仕様 ゼロ・スパン調整機能、避雷回路内臓

1) 構造 防まつ形

2) 使用温度の範囲 普通型

3) メーターの有無 有

4) 外形 H136×W115×D86.5

5) ケース材質 SMC 樹脂

3. 変換器仕様 出力 DC4～20mA および DC1～5V、ゼロ・スパン調整機能
電源部及び電流入出力部に避雷回路内臓、アイソレーター内臓

- 1) 仕様 一般型
- 2) 電源仕様 AC100V 用
- 3) 外形 H82×W50×D102
- 4) ケース材質 ABS 樹脂

第6章 工事

第1節 工事材料

本工事に使用する諸材料は監督員の承諾を受けて使用すること。また、設計図書等に記載された型番は参考とし、同等品以上を使用すること。

第2節 施工図

工事の施工に先立ち、施工の際に必要な機器据付、配管配線、スリーブ、箱抜き等の図面を提出し、監督員の承諾を受けること。また、同一場所において施工する別途工事がある場合は取合い関係等の図面を作成し速やかに他工事請負業者と取合いをすること。

第3節 工事写真

工事の進捗状況や工事完了後の状況確認が可能な部分及び監督員が必要と指示した部分について工事等の状況を示す写真を撮影し、作業完了後、速やかに監督員に提出すること。

第4節 施工範囲

1. 水位計の据付及び試験調整
2. 水位計設置に伴う盤内の変換器類取替
3. 機器間の配線接続工事
4. 既設水源地・配水池水位計撤去処分
5. 機器撤去に伴う既設配線撤去処分

6. その他上記に伴い必要な諸工事

投込圧力式水位計取替工事

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本工事費	1	式				
水位計取替	1	式			Lv1	
長谷水源地	1	式			Lv2	
機器費	1	式			Lv3	
投込圧力式水位計(10m)	1	式			Lv4	
労務費	1	式			Lv3	
水位計据付	1	式			Lv4	
水位計撤去	1	式			Lv4	
沼田東基幹配水池（内）	1	式			Lv2	
	1	式				

投込圧力式水位計取替工事

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
機器費	1	式			Lv3	
投込圧力式水位計 (6m)	1	式			Lv4	
労務費	1	式			Lv3	
水位計据付	1	式			Lv4	
水位計撤去	1	式			Lv4	
沼田東基幹配水池 (外)	1	式			Lv2	
機器費	1	式			Lv3	
投込圧力式水位計 (6m)	1	式			Lv4	
労務費	1	式			Lv3	

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
水位計据付	1	式			Lv4	
水位計撤去	1	式			Lv4	
南方配水池	1	式			Lv2	
機器費	1	式			Lv3	
投込圧力式水位計 (6m)	1	式			Lv4	
労務費	1	式			Lv3	
水位計据付	1	式			Lv4	
水位計撤去	1	式			Lv4	
直接工事費計	1	式				

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
	1	式				

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
合計						